

山形市福祉団体連絡会規約

(目的)

第1条 本会は、心身に障害のある者を構成員とする各福祉団体が、相互の親睦を図るとともに、連帯し協力することにより、心身に障害のある者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(名称、所在地)

第2条 本会は、山形市福祉団体連絡会と称し、事務局を山形市総合福祉センター内「ふれ愛」に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した福祉団体及び公益法人並びにそれらの団体の職員その他の構成員とする。

(入会及び退会)

第4条 本会の目的に賛同する者が、本会に入会しようとするときは、入会届けを会長宛に提出し、第10条に規定する役員会の議を経て入会することができる。入会した会員から入会金を徴することができる。

2 会員が脱会しようとするときは、あらかじめ会長に脱会届けを提出し、役員会の議を経て、会計年度の終わりに脱会することができる。

3 会員が脱会したときは、本会に対し何等の請求をすることができない。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市長と語る福祉懇談会を開催する。

(2) 団体間の相互理解と親睦を図るため、交流会や研修会等を行う。

(3) 「ふれ愛」は、軽食喫茶と展示即売等を行うとともに、憩いの場と障害者の実習の場とする。

(4) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 監事 2名

2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする

(役員の選任)

第7条 役員は総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会に必要な事務を処理する。
- 4 幹事は、本会の事業を遂行するために必要な事項を処理する。
- 5 監事は、事業及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、諮問に応じるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議の議長は、出席者のうちから選出する。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を承認または議決する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他会長が必要と認める事項

(議決)

第12条 会議は、出席者の過半数の賛同をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成10年5月2日から施行する。

この規約は、平成17年5月9日から施行する。

この規約は、平成20年5月2日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。